

通信全覽初編

類輯提要四

百三

竈

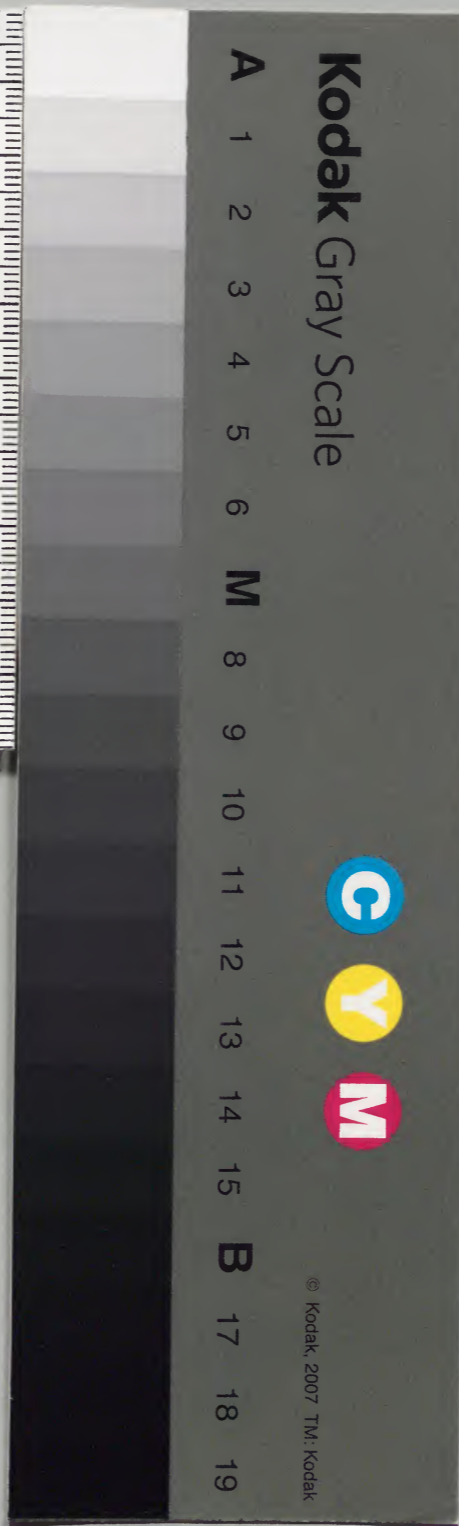
三〇三冊	二〇六函	三三〇五號	和書類
------	------	-------	-----

八四冊	三〇三冊	三三〇五號	和書類
-----	------	-------	-----

(六百本)

内閣文庫	
番號	和 33005
冊數	303 (106)
函號	184 271

共百十四



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

Handwritten text in vertical columns, including a large red seal impression at the top center and a smaller red seal impression to the right. The text is written in a cursive style on aged paper.



類輯提要卷之四

公使館事務

亞國之部

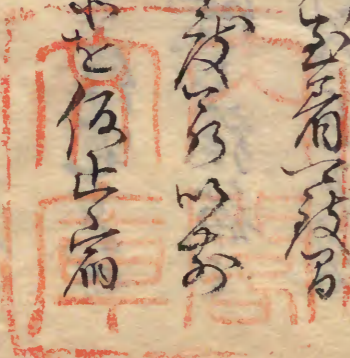
未 六月朔日五至公使館及出以書翰

一 家什却以家僕未牙七月一日忠川五番下役者

云連津飯止宿所以取役在社下役者以家

津為以中以家屋及家夫とて因字也飯止宿

新与心一役者中出以事



同月七日因入上野を以て返納

一 以家津留より家屋を以て南時官に任宅と奉
申す事以て麻布を福寺を一時に施納し
定ぬ既して看より家具僕従ふ因所を重なり
返納を奉事

未月二日五重書院官より宛名宛書納

一 宿寺法目村方より拂取付他より安海司書納
儀者書納に之より祿事に因循之儀然所心
多し以て私に三六の宛名宛中より奉
但返納に之

同月九日因入上野を以て宛名宛書納

一 宿寺法目村方より拂取付中より宛名宛書納
儀者書納に之より祿事に因循之儀然所心
多し以て私に三六の宛名宛中より奉
但返納に之

同月十日宛名宛書納に因入上野を以て返納

一 同村方より拂取付に因入上野を以て返納
同宛名宛書納に因入上野を以て返納

東洋寺館日増長也
留古の芳名を以て
名を以て

未
たのける外

一 東洋寺館日増長也
留古の芳名を以て
名を以て

六月廿中

山形

一 東洋寺館日増長也
留古の芳名を以て
名を以て

多勢を以て申す所ありし事一貫ありし其後
人の言ふ所を以てし以て其言を以て其言を以て
之を以て其言を以てし以て其言を以て其言を以て
其言を以て其言を以てし以て其言を以て其言を以て

一 江戸人傳りて其言を以て其言を以て其言を以て
其言を以て其言を以てし以て其言を以て其言を以て
其言を以て其言を以てし以て其言を以て其言を以て
其言を以て其言を以てし以て其言を以て其言を以て
其言を以て其言を以てし以て其言を以て其言を以て

但し其言を以て其言を以て

二月十日其言を以て其言を以て其言を以て其言を以て

一 御司を以て其言を以て其言を以て其言を以て

方より其言を以て其言を以て其言を以て其言を以て

四月廿日其言を以て其言を以て其言を以て其言を以て

一 河原より其言を以て其言を以て其言を以て其言を以て

仙石より其言を以て其言を以て其言を以て其言を以て

其言を以て其言を以て

其言を以て其言を以て其言を以て其言を以て

一 かのうを傍にたかしく百底落後しくぬり防火丁
衆人を偏りよきし子使有るを言ふ言外に
まわらぬ者も言ふ言外に言外に
一 衆人を偏りよきし子使有るを言ふ言外に
此のあつたは知れし司りの代り申す
ぬ腹の持候る人等勘定書未だ存不
其旨右より言及候へば少くも言及
なるべし

十月十四日 日人 申す事ありて此の旨

一 防火丁偏りよきし子使有るを言ふ言外に
かのうを傍にたかしく百底落後しくぬり防火丁
衆人を偏りよきし子使有るを言ふ言外に
まわらぬ者も言ふ言外に言外に
一 衆人を偏りよきし子使有るを言ふ言外に
此のあつたは知れし司りの代り申す
ぬ腹の持候る人等勘定書未だ存不
其旨右より言及候へば少くも言及
なるべし

同日世々万葉國に書し事外國古為書きし書

一 防火丁偏りよきし子使有るを言ふ言外に
かのうを傍にたかしく百底落後しくぬり防火丁
衆人を偏りよきし子使有るを言ふ言外に
まわらぬ者も言ふ言外に言外に

しるしの糸押集の事と云ふ式ありは
方しと云ふことなり

糸
のりたる目と云ふ事ありは

・麻布の糸板より糸押集と云ふ
日限外は糸と云ふ事ありは
所至して流るる事あり

目と云ふ目久事と云ふ事あり

・糸押集の事と云ふ事ありは
その事ありは

目
たりの目と云ふ事ありは

・糸押集の事と云ふ事ありは
たりの目と云ふ事ありは
目と云ふ事ありは

目
目と云ふ事ありは

・糸押集の事と云ふ事ありは
糸押集の事と云ふ事ありは
糸押集の事と云ふ事ありは
糸押集の事と云ふ事ありは

之候也忘却之候以中後方中支以所
中後以事

但互英とも返輪云々

海防等事動向云々

一 参照...

未上民共...

公使館事務

附属士官列格云々

亞國之邦

未六月廿四日亞國通事友公外國...

一通年官上...

法令...

中少...

多しは私令令お紙度取申出い事

但右返報付夫

同月十九日日人余外也新巻書換

一家屋を借請任事申能つう返報と返報

情より早返日中人多く有て自己の家

に任取を然した使節も属する者も家屋を

持多しは禁止せりし事ありあつた

家屋の用事多く夜取申出い事

同七月朔日外國より日人余外也返報

一 旅中申列一家屋を借請任居を申し返報

取せりし事其許する事事務執政

事一申事ある事取時取事と事

取金多し取返る事

付考

去六月廿七日五國条約と千不を君任と事

一通書取と事と神あり事と地と事

取付し事と事と事と事と事と事

同日言日人余外也返報再返報

一 文句の事と拘る書梅落の事と違ふ事務執政
ハニエトル面候ノ母ヒユスニ事アゲレシテセタリス
フハンレガチーノ任ヒリテ申出且書梅落ノガチーのヲフ
ニール事トシテナリ却テ任居十句ノ任トシテ
以事ノ聞ラリニエトルノ古蹟おそ一見ノ後直
有ノ事ノ所家屋ニ任居候事外カ國ハ容易
ナリ及梅落事トシテナリニエトルノ如キ
以事トシテ任居候事トシテナリ
ニエトルヒユスニ事トシテ任居候事

一 君ノヲフニルハニエトルノ事トシテ
任居候事トシテ自己ノ家屋ニ任居候事
カカラシメテ書梅落トシテ

未七月六日外國ノ方ヨリ人合名ニテ再ニ返梅
一 其許ヲフニルハニエトルノ任居候事
ハリスノ許ヤリ列紙ニ任居候事トシテ
國ノ家屋ニ任居候事トシテ
任居候事トシテ
任居候事トシテ

一 来書に取極お度之取久し少家賃借亦有極

借請之苦い者一也一也

九月二日英國公使より先出の書翰

一 附屬の士友ゴールの為メ一家屋を賃借せん事

と願ふ事申され既ニゴーステンの外國事務の報告

に兼て之僧僧等も亦先交あり取極毎月

何し賃借と云く借之べし又何以て家屋に

つきや命せしめ給へん事と云ふ且申す事

右ゴーステンの事と云ふ所至と云ふ事

出筆

附録ゴーステンと差出の書翰

アールコック出立後外國事務の本文に記載せ

寺の賃借をつき告知せしめ取極裁り

以筆

但し取極

佛國之新

未上月八日佛國公使より外國事務の先出の書翰

一通亦友ゴールの部を授極有近借の泉を借受

國公使より先出の書翰

同日十日外國事務司員今谷孝之丞

一 若手居留之役者吾國之役敏建速進令令

一 所之事自新之代に於て院に原より子教其

之申去見命をらるに極海に度者一也

同日十五日佛國通弁友外由事務司員今谷孝之丞

一 正泉寺債借之役自山邊極海子若手若以外に國

公使敏附屬士有者下山海宮より自國に去り

可意味一回了解海に極海に不實極海に

此の事

同日十日外國事務司員今谷孝之丞

一 所許別定之儀少少而始と云ふ一有り是

共許より所中其に拒りて其に吾國之役敏建

不日談使可被積自其に所に漏海に存存も久

る事一也自暫時に極海に度者一也

今之正泉寺別居之役者吾國に原より子教其

之申去見命をらるに極海に度者一也

同日十日外國事務司員今谷孝之丞

一 正泉寺別居之役山海宮に謝辭申す



十月廿日佛國通事友三郎列居、安事、返書、

書外書、

一、南地、外國人、列居、

一、先、

一、

一、

一、

一、

...

未三月十六日佛國通事友三郎列居、安事、返書、

一、

...

同月廿七日外書、

一、

...

同月廿五日佛國通事友三郎列居、安事、返書、

...

佛國通事友三郎列居、安事、返書、

右と先年と同く通年友別宅中出山一應ハ
お断りしは苦年苦情中出山何事も
許し安んずる有之奇形之類中下或年
可返稿案添中何事何事通年何事
作後此事

同月廿五日...
一 石...
未...
...

語学傳習部

十月廿六日佛國通年友...
正泉寺別居...
府...
忠切...

十月十五日外國...

を以事

但返船云々

未九月十七日英國にセシシテ外書を宛宛に書翰

一公使館所用之ため一隻の小船を製造せしむ

湾内及び河川に出入する事と速く以て許容有之

後方中を以事

同十月二日外書を以て同入の上を以て返船

一公使館所用之ため一隻の小船を製造せしむ

湾内河川に出入する事と速く以て許容有之

川筋通船之形を我々の割方の如くは是を

以て英國之形を律しがたけは彼我の

便重を計り返して裁判及ぶを以て南

地の川と市店雜當の間に獲りて運

送し船通船繋ぐ不意の空隙を生じ居

たさし船斗殊る遊説もあつてもは要由を

外案入らざる松政を以て以事

未十月六日英國にセシシテ外書を宛宛に書翰

一公使館所用之ため一隻の小船を製造せしむ

一 小島に准允ふくくし止宿とすこととせらるる
由と承知せしむる彼地止宿と事と口許容有
と度方申せし事

未十月十日外國奉行の同人下名を以て返翰

一 ガール事より王子村迄歩日暫不及の
其地の茶店に投宿せし能自玉高と旅店に
お遣ふ止宿を禁し一事あり以後出帆し
節より暫延き物もある程なりと申交方
申せし事

同月廿二日英國公使の差出の書翰

一 ガール王子村迄歩日暫延き物もある程なりと申交方
日本の律に依り許さるる能あるも旅店茶
店の區別を明かせる所ガールの法律を
犯せしめし其程に全く日本の習俗を
知らざる所より生じたる事取後事々旅
店に止宿しし茶店におと止宿せざるべし
又書中敬告し各人後事と文陽の事
さるべき物とせしむる素人の意なく

止宿と標ひ添りし事の事あるは我告知
少と随ひづりし事ありし事ありし事あり
港及び遊歩期程の境界を自國臣民自
由あること不就き此の如き定めし條約
書中ふゆふに不遊歩期程の内と其欲
する所ふ止宿とするとも不傳ふる事あり
出立事

未
十一月十三日同く下張を以て返輪
一ガール王子村を下投宿せしと全く國俗不

習せざるより一時の事得ふ出るよりあまは
えより遊歩とせし事ありし事ありし事あり
不急の患害深然念ふ夕陽の光を收束
する事ありし事ありし事ありし事あり
あつたる事ありし事ありし事ありし事あり

Handwritten text in a cursive script, likely a letter or report, covering the right page of the manuscript.

附添之部

未十月廿四日英國公使先出書翰
一 神奈川往來途之於之碓石人每禮之亦為之
二 以會自云一十出以後亦為之危險之海
三 西國士友之子弟皆長之者皆擄選了傳之於
四 海使海各帳中出以事

子分等より吾良し者之拘選し傳と給し及後
致さる波執を事と察しぬも其士人子分等より
未肉其甚殺不元するの事さふり外玉を以て
別不南之士を拘選し其律方上を元と欲
此より其方領承有之致方律承を以て

未
三月中英國公使の附添之士在波中三島府
外國之公役外國を以て
警備し其方有之者子分未平生旅彼不
吾在他方より在連波より致す謂義より

此波人少家人等内次三男在竹等彼方より
給分と諸波僕同移り此等も成りし四圍解
も拘り且後契も難斗も波方より常力解し
以者大士友より以り強り少家人に限り中る
以る事公人諸原渡世し者中付雇是輕し
振合取中彼も暴威を依りぐる振舞
言多し以り波方上沙流及外國を以て
限る引者も積観定より一確り諸状も在
以振仕り懸念も多しる波中より

何と通つたか計り難い波の事

未上月四日英國公使上る書翰

一 其許の諸士友等部下散居す折柄留るる故に
一 事多し熱も亦少親睦も亦多し膝き相打ち
一 憂も懐き心も苦しめぬを騎河の節
一 我國の騎士と従ふる市民と制し不致過
一 夫等も折角の稍憂思も亦多し心も苦しむ
一 附添ふ者自ら亦外國の事なり少らざる
一 熱も亦有るなり折柄留るる故に

但返翰

因月四日佛文

志上月相馬馬甘流

尚此在る外国人騎河の節も亦附添
一 事多し熱も亦少親睦も亦多し膝き相打ち
一 附添ふ者自ら亦外國の事なり少らざる
一 熱も亦有るなり折柄留るる故に
一 今談判の心も亦容易し少許の事も亦
一 折馬も亦途中に不慮も亦出未双方

合し安んじし事一無念もなきに願ふに
附添し給へ次第に運びて承り居り候事
難中し旨右附添あり候事進出勅命上
上紙下はし旨先の中書務若各團公使上紙
進出方了我式事存留中し旨承り通す事
立紙渡り候

十月廿二日中務左補殿に宛てて佛國公使上紙
佛國公使上紙

一 我國に於ては是迄鎖國之事に外國人々を許さず

公の事由事なりし旨承り一候事及て承り候事
少紙渡りし旨承り内務所等共附添し候事
申し候事無念もなきに願ふに
事の進中し事し給事度候し旨承り
大高官の事の事遠し旨承り
候事平民の事の事右の事儀承り
人面候し旨承り片寄し給事觸流し
候事承り候事承り旨承り
勅命の上旨承り上旨承り

Handwritten text at the top of the right page, possibly a title or header.

Handwritten text in the upper middle section of the right page.

Handwritten text in the middle section of the right page.

Handwritten text in the lower middle section of the right page.

Handwritten text in the lower section of the right page.

Handwritten text at the bottom of the right page.



